

中間連結貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	期 別	平成22年度 中間連結会計期間末 (平成22年9月30日現在)	平成21年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		61,700	59,794
コールローン		111,500	58,500
債券貸借取引支払保証金		10,192	9,316
買入金銭債権		131,955	136,485
金銭の信託		2,228	3,058
有価証券		5,579,160	5,475,185
貸付金		419,837	413,105
有形固定資産		97,782	99,447
無形固定資産		14,007	13,511
再保険		5,967	7,412
その他の資産		192,307	138,157
繰延税金資産		84,950	94,308
貸倒引当金		△ 2,240	△ 2,266
資産の部合計		6,709,348	6,506,016
(負債の部)			
保険契約準備金		6,240,288	6,093,291
支払準備金		34,856	34,622
責任準備金		6,171,510	6,024,913
契約者配当準備金		33,921	33,755
再保険		12,312	16,455
その他の負債		185,148	162,705
退職給付引当金		44,427	43,127
役員退職慰労引当金		1,999	2,066
特別法上の準備金		17,301	9,992
価格変動準備金		17,301	9,992
再評価に係る繰延税金負債		18	18
負債の部合計		6,501,495	6,327,657
(純資産の部)			
資本金		26,105	26,105
資本剰余金		75,334	75,334
利益剰余金		67,891	50,723
株主資本合計		169,331	152,162
その他有価証券評価差額金		18,999	14,387
繰延ヘッジ損益		21,865	14,152
土地再評価差額金		△ 2,342	△ 2,342
評価・換算差額等合計		38,521	26,196
純資産の部合計		207,852	178,359
負債及び純資産の部合計		6,709,348	6,506,016

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	期 別	平成21年度 中間連結会計期間 〔平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで〕	平成22年度 中間連結会計期間 〔平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		614,017	661,171
保 険 料 等 収 入		493,221	549,933
資 産 運 当 金 等 収 入		115,104	106,002
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入		87,474	89,807
有 価 証 券 売 却 益		11,993	2,659
有 価 証 券 償 還 益		4,263	1,766
金 融 派 生 商 品 収 益		-	10,427
そ の 他 特 定 資 産 運 用 益		195	1,341
そ の 他 経 常 収 益		11,177	-
経 常 費 用		585,148	622,723
保 険 金 等 支 払 金		345,835	301,881
保 年 給 解 再 保 約 陰 他 払 戻 金		76,877	81,706
再 保 約 陰 他 払 戻 金		23,088	23,087
再 保 約 陰 他 払 戻 金		29,547	22,954
再 保 約 陰 他 払 戻 金		153,555	117,052
再 保 約 陰 他 払 戻 金		45	993
再 保 約 陰 他 払 戻 金		9,459	493
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		53,260	55,594
支 払 備 金 繰 入 額		74,240	146,889
支 払 備 金 繰 入 額		-	234
支 払 備 金 繰 入 額		74,179	146,596
契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額		61	58
資 産 運 用 費 用		79,016	81,530
支 払 利 息 損 失		794	820
有 価 証 券 売 却 損 失		3,695	907
有 価 証 券 償 還 損 失		8,548	4,308
有 価 証 券 償 還 損 失		9,435	55
金 融 派 生 商 品 費 用		10,111	-
為 替 差 損 失		41,843	63,301
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		251	138
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		0	0
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		1,051	953
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		3,286	3,389
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		-	7,656
事 業 経 常 費 用		75,722	82,077
そ の 他 経 常 費 用		10,332	10,343
経 常 利 益		28,869	38,447
特 別 利 益		18,294	2,527
固 定 資 産 等 処 分 益		97	6
そ の 他 特 別 利 益		18,196	2,520
特 別 損 失		17,950	8,205
固 定 資 産 等 処 分 損 失		481	270
減 価 損 失		-	15
価 格 変 動 損 失		1,570	7,308
そ の 他 特 別 損 失		15,897	610
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		3,609	3,887
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		25,604	28,882
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		2,507	9,408
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		4,891	2,305
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		7,399	11,714
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		-	17,168
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		24	-
中 間 純 利 益		18,181	17,168

注記事項

(中間連結財務諸表の作成方針)

平成22年度中間連結会計期間

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数 5社

連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル生命保険株式会社、ジブラルタ生命保険株式会社、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社(旧プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険株式会社)、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー(日本支店)を営業者とする匿名組合、プルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の当中間連結会計期間の末日等に関する事項

連結子会社及び子法人等のうち、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー(日本支店)を営業者とする匿名組合及びプルデンシャル・モーゲージ・アセット・ホールディングス・ワン・ジャパン投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であり、当中間連結会計期間の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。

4. のれんの償却に関する事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社の取得により発生したのれんは、定額法により59か月間、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシー(日本支店)を営業者とする匿名組合の追加取得により発生したのれんは、定額法により20年間でそれぞれ償却しております。

(中間連結貸借対照表関係)

平成22年度中間連結会計期間末

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものも含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

平成17年2月1日に合併した旧あおば生命保険株式会社においては、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日:平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法:「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格等に奥行補正等の合理的な調整を行って算定しております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

- ①平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ②平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
- ③平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

・建物以外

- ①平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ②平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、9月末日の為替相場により円換算しております。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を個別貸倒引当金として計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を一般貸倒引当金として計上しております。

債権は、一部重要性の乏しい債権を除き、資産の自己査定基準に基づき関連部署が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は749百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当中間連結会計期末において発生したと認められる額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員等に対する退職慰労金の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期末において発生したと認められる額を計上しております。

④ 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

(8) リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスク又は金利変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び外貨建債券のキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(10) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては当中間連結会計期間に費用処理しております。

平成22年度中間連結会計期間末

(11) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の金額を積み立てております。

(プルデンシャル生命保険株式会社)

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(ジブラルタ生命保険株式会社)

① 標準責任準備金の対象契約(ただし平成13年4月2日以前に締結された有配当個人保険及び個人年金保険契約を除く)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額27,486百万円を加え、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)による金額と同額を積み立てております。

② 上記①以外の契約

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額11,750百万円を加え、平準純保険料式による金額と同額を積み立てているほか、48,000百万円を積み立てております。

(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額を積み立てております。

2. 会計方針の変更

当中間連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。

これに伴い、有形固定資産が18百万円増加し、その他資産が594百万円減少し、資産除去債務がその他負債に88百万円計上されております。又、経常利益が52百万円減少し、税金等調整前中間純利益が663百万円減少しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:百万円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金		61,700	61,700	-
コールローン		111,500	111,500	-
買入金銭債権	満期保有目的の債券	97,879	103,038	5,159
	その他有価証券	24,403	24,403	-
有価証券	売買目的有価証券	118,050	118,050	-
	満期保有目的の債券	456,842	475,087	18,245
	責任準備金対応債券	3,865,660	4,209,070	343,409
	その他有価証券	1,092,385	1,092,385	-
貸付金	保険約款貸付	168,511	168,511	-
	一般貸付	251,325	289,262	37,936
	貸倒引当金	△1,547	-	-
		418,289	457,774	39,484
金融派生商品	ヘッジ会計が適用されていないもの	19,407	19,407	-
	ヘッジ会計が適用されているもの	74,668	74,668	-
(借入金)		(69,000)	(71,378)	(2,378)

・デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

・負債に計上されているものについては、()で示しております。

- ① 現預金及びコールローンは全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② 有価証券(買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)
 - ・ 市場価格のある有価証券
9月末日の市場価格等によっております。
 - ・ 市場価格のない有価証券
合理的に算定された価額による評価を行なっております。

なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、有価証券に含めておりません。

当該非上場株式の当中間連結会計期末における連結貸借対照表価額は、38,405百万円、組合出資金の当中間連結会計期末における連結貸借対照表価額は7,816百万円であります。

- ③ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付のうち、法人向け貸付については契約に基づくキャッシュ・フローを割引いて現在価値を計算して時価としております。また、外部ブローカー等より時価が取得できる契約については、その時価を使用しております。貸倒懸念債権については資産査定において、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて個別貸倒引当金の計算が行われており、債権額から個別貸倒引当金を差し引いた金額を時価としております。
個人向けの住宅ローン等については保証会社別の区分に基づき繰上返済率を織り込んだ将来見積みキャッシュ・フローを割引いて、現在価値を計算して時価としております。
割引率はスワップレートや国債利回り等、適切な指標に信用スプレッド等を上乗せして設定しております。
- ④ 金融派生商品
為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及びクレジットデフォルトスワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
- ⑤ 借入金
借入金は契約に基づくキャッシュ・フローをスワップレートの利回りに信用スプレッド等を上乗せした割引率で割引いて現在価値を計算して時価としております。

4. 賃貸等不動産の時価に関する事項

前連結会計年度末に比して著しい変動がないため、賃貸等不動産の時価に関する事項の記載を省略しております。

5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は9,114百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
貸付金のうち、破綻先債権額は532百万円、延滞債権額は7,745百万円であります。
上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額749百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
又、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、836百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

平成22年度中間連結会計期間末

6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は124,237百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

イ.前連結会計年度末現在高	33,755 百万円
ロ.当中間連結会計期間契約者配当金支払額	3,775 百万円
ハ.利息による増加等	58 百万円
ニ.契約者配当準備金繰入額	3,887 百万円
ホ.その他による減少	4 百万円
ヘ.当中間連結会計期間末現在高	33,921 百万円

8. 担保に供されている資産の額は、有価証券14,856百万円であります。
又、担保付き債務の額は47,361百万円であります。

9. 1株当たり純資産額は、423,325,489円54銭であります。

10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期末における今後の負担見積額は14,640百万円であります。そのうち611百万円については連結貸借対照表のその他の負債に含めて計上しており、残額の14,028百万円については、その拠出した連結会計年度の事業費として処理します。

11. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

平成22年度中間連結会計期間

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく保険業法施行規則の改正により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」の科目で表示しております。
2. 1株当たり中間純利益は34,966,057円89銭であります。
3. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。